

令和 7 年第 1 回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分から 2 時 4 6 分

2. 開催場所 農業委員会議室（7 階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（1 4 人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	1 0	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	1 1	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	1 2	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	1 3	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	1 4	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第 1 開会宣告

第 2 会長挨拶

第 3 署名委員の指名

第 4 報告第 1 号 農地改良届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく届出について（公共一時転用）

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続）

報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（4 条 市）

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条 市）

報告第 6 号 証明書の発行状況について

第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3 号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

議案第 4 号 農地法その他の許可申請等の受付日を変更することについて

議案第 5 号 農地改良等の取扱要綱（平成 1 2 年農委告示第 4 号）の一部を改正することについて

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和7年1月農業委員会総会の開催におきまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会宣言及び開会の挨拶)
議長	それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 11番、恩田純男委員、1番、岡庭早苗委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
菊池事務局次長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 議案第1号1番については、大熊委員の親族からの申請でございますので、議事参与の制限に該当しますので退席をお願いいたします。 【13番 大熊陽子委員退席】
議長	再開いたします。 それでは、議案1号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田〇〇」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、理由「売買」、経営面積「〇〇㎡」。 なお、こちらの案件につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明、お願いいたします。
石井委員	それでは、議案第1号1番の説明をさせていただきます。 申請人の住所、氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明) 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 1 番 売買 (全員賛成)
議長	それでは、大熊委員の入室をお願いいたします。 【13番 大熊陽子委員入室】
議長	続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第２号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開いたします。

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第２号１番につきまして内容調査会を開催しております。

議案第２号１番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第２号１番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「采女一丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外１筆、申請目的「駐車場兼資材置場」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、第２種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明、お願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第２号１番の説明をさせていただきます。

譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、事務局の説明のとおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場兼資材置場で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

利用計画といたしましては自動車２２台の駐車スペース、物流受入れ用品及び雑貨、物流用パレットなどの置場となっております。

続いて、北側は道路とのり面となっており、使用していない水路に隣接、Ｈ型鋼板＋ＰＣ矢板５０ｃｍ、自主的後退１．５ｍ、後退部分には防草シート、東側、Ｈ型鋼板＋ＰＣ矢板５０ｃｍ、自主的後退５０ｃｍ、南側、Ｈ型鋼板＋ＰＣ矢板１ｍ２０ｃｍ、自主的後退１ｍ、後退部分はコンクリート打設、西側、Ｈ型鋼板＋ＰＣ矢板１ｍ２０ｃｍ、北側出入口、６ｍ×６ｍ、アスファルト舗装、出入口に排水溝プラスブレーチング、停止線、北東部に隅切り、出入口付近に会社看板、アイドリングストップ看板２か所、雨水、自然浸透、以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第２種。

	以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。 ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 島根幸一委員。
島根（幸）委員	（挙手により質問） 三方向、自主的後退何mと説明がありましたけれども、どういった理由で後退しているのでしょうか。
議長	では、事務局から。
石井主査	周囲にご迷惑がかからないようにあえて自分で下げたと、理由は周囲に配慮しているということでございます。
島根（幸）委員	分かりました。
議長	申請場所は、先ほど見ていただいたとおり、交差点の角ですので、やはり事故の問題もありますからセットバックして、止まったときに見えるようにという形も含めておりますので、お願いします。 ほかにごありますか。 宮田委員。
宮田委員	（挙手により質問） 先ほど防草シートからコンクリートに変えたということでしたけれども、これは申請者からですか。それとも委員会からの要望というか、そういうことだったのでしょうか。
議長	市から意見として、コンクリートにしてくれませんかという要望がありまして、相手のほうが検討した結果、コンクリートにしますという図面変更が出ております。
宮田委員	今後、防草シートで申請が上がってきた場合も同じような方向になるということでしょうか。
議長	では、代理から。
戸邊 会長職務代理	地域差があります。半田はコンクリートを打つところがないため打設の要請は一切きません。ということで、場所の状況によるかと思われます。

宮田委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	それでは、質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	1番 駐車場兼資材置場 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。 議案第3号1番につきましては、島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。
島根（至）委員	議案第3号1番についてご説明いたします。 先月の総会の議案第4号1番、生産緑地の取得あっせんについての議決を経て農業委員会において三郷第14号生産緑地地区の取得あっせんをすることになりました。それを受けて、彦江、花和田の農家組合長を通じ近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんができない状況でございます。 以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。 よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	続きまして、議案第４号「農地法その他の許可申請等の受付日を変更することについて」を上程いたします。 それでは、議案第４号１番について、事務局に説明をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第４号１番の説明をいたします。 この議案は、受付日の変更を行うものです。今回の改正は受付日は１０日で変更ないものの、その１０日が土日、祝日の場合、今までは次の月曜日などに繰り下げていたものがこれからは前日の金曜日などに繰り上げるものでございます。 例を申し上げますと、前にカレンダーを掲示していますが、今年の５月は１０日が土曜日となりまして、今まででしたら、受付日は週明けの１２日の月曜日となりますが、今後は前日の９日、金曜日となります。今まで件数によりましては事務局の審査期間が十分取れない場合があり、そのため少しでもその期間を確保したいために変更するものです。ご理解をお願いし、説明を終了いたします。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第４号１番について説明が終わりました。質問がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。 大熊委員。
大熊委員	(挙手により質問) １０日が日曜日の場合は、月曜日までということですか。
菊池事務局次長	前倒しになりますので、８日（金）です。
大熊委員	１０日が日曜日の場合は８日、その次の日、一番近い日ではなくて、前に。
議長	ちなみに今年は２つくらいあるか。
菊池事務局次長	５月と８月、１月です。
議長	８月が本来１０日ですが、１０日は日曜日ですから、そうすると１１になりますので、そうした場合には８日に受け付けたいという内容です。今年は２回、５月と８月が、１０日の曜日の関係上でございます。

議長

それでは、続けます。

採決をいたします。議案第4号1番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

ということで、これは手続が変更になりますから、関係者には告知ということで。

菊池事務局次長

各農家さんへは2月に発行する農政だよりにおいてお知らせしまして、そのほか行政書士や税理士の団体などには文書でお知らせします。

議長

続きまして、議案第5号「農地改良等の取扱要綱の一部を改正することについて」を上程いたします。

それでは、議案第5号1番について事務局に説明をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第5号1番の説明をいたします。

この議案は、農地改良等の取扱要綱を一部改正するものとなります。

先ほど議案第4号1番で受付日の変更を議決いただきましたが、それにより要綱で改めて受付日を定める必要がないことによる第2条第3項の文言を変更します。

また、農地改良を含めて農地転用の際には案件ごとに市の担当課に意見照会を行っておりますが、内容によりそれぞれ担当課が変更となります。ここに書いてあります3つの課以外にも担当課が存在しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、案件ごとに担当課が異なりますので、第4条第20号における具体的な名称を削除させていただきます。

なお、事務処理上の取扱いは実質的には全く変更ないものと考えております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第5号1番について説明が終わりました。質問等ございましたら挙手にてお願いします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第5号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	この後、担当課から説明がございますので、その間暫時休憩といたします。再会時間 2 時 2 0 分でお願いします。 【12分暫時休憩】
議長	それでは、再開いたします。 続きまして、その他の前に、「地域計画」につきまして農業振興課から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
矢野 農業振興課長	農業振興課長の矢野でございます。 本日は、お時間をいただきまして、今年度行います茂田井地区におけます「地域計画」の作成に向けて地元のほうで協議をさせていただいたところでございまして、その協議の進捗、協議の意見の結果がここで取りまとめができましたことから、その報告ということでお時間をいただいたところでございます。 本日、農業振興課の私のほかに担当2名を出席させていただいております。課長補佐の功刀でございます。同じく福田でございます。 農業を取り巻く状況といたしましては、高齢化や人口減少といったところで、将来、農地が適正に利用できなくなるのではないかなという懸念が広がっているところでございます。こうした状況の中、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、これは全国でなんですけれども、市街化調整区域を含む全ての自治体におきまして、地元での話し合いを基に、農地の集約化などによりまして、将来の農地の姿を形づける「地域計画」の作成というものが求められているところでございます。 本日はこれから担当のほうから「地域計画」の作成の進捗状況、協議の場の結果について皆様にご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
功刀課長補佐	それでは、「地域計画」作成についてご報告させていただきます。 着座をお願いします。 お配りしましたリーフレット「ご存じですか？ 「地域計画」」をご覧ください。 「地域計画」は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、全ての自治体が令和7年3月までに「地域計画」を策定することとなりました。 「地域計画」とは、地域農業を維持するために農地が利用されやすくなるよう農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成など、地域農業の将来の在り方について地域の皆さんで話し合い、将来の農地利用の姿などを「目標地図」として明確化していく将来計画でございます。 そこで、農業振興課及び農業委員会事務局とで「地域計画」の作成にふさわしいエリアとして、比較的まとまりがあり、将来展望を期待できる認定農業者が多く所在す

	る茂田井地区を候補地として選定させていただきました。そして今年度、「地域計画」作成に向け、茂田井地区の現状を確認するため、農業者の経営に対する意向、特に担い手となる経営規模拡大意向のある方を確認するためにアンケート調査や協議の場を設定し、説明と意向の確認を行いました。 協議では、本市で「地域計画」を作成する必要性やそのメリット、さらには農地転用を希望する農業者への配慮等について意見交換を行いました。結果として、将来的な農地の継続が未定な方は「目標地図」に位置づけをしない。担い手と貸手の合意が得られた場合に段階的にエリアを広げる方法で計画作成について意見がまとまったところでございます。 お手元の参考資料をご覧ください。 こちらは、茂田井地区で行われた協議の場での結果を農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づきホームページに公表したものでございます。 主な内容としましては、茂田井地区地域における農業の将来の在り方についての1、地域農業の現状及び課題、2、地域における農業の将来の在り方、3、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を協議の場で話し合った内容を基に作成いたしました。 今後につきましては、地域計画の策定に関する庁内調整を図るとともに、関係機関と連携をしながら手続を進めてまいりたいと考えております。 地域計画については以上です。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま説明のほうが終わりました。これにつきまして質問等ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。 岡庭早苗委員。
岡庭（早）委員	（挙手により質問） この中で、例えば土地の借用等の関係だと思うのですが、農地中間管理機構の活用というふうな形で載っていますけれども、三郷市の場合、農振地域がないですね。それであっても、農地の集約化に関わった地区計画に載った地域については活用できるのでしょうか。
功刀課長補佐	その方が希望するのであれば、中間管理機構を介して農地の貸し借りをすることは可能です。
岡庭（早）委員	わかりました。
議長	ほかにごありますか。 中村推進委員。
中村推進委員	（挙手により質問） 中間管理機構の話の続きでしたいのですが、三郷市では茂田井地区が指定されたと

	ということで、希望があれば利用が可能ということですが、ほかの地域でも中間管理機構の希望が出た場合というのはどのようなになるでしょうか。
功刀課長補佐	こちらの中間管理機構を介しての貸し借りは、茂田井地区は地域計画で指定した場所、エリアなので、その場所の中では中間管理機構を介しての貸し借りはできるのですけれども、ほかの場所はエリアを指定していないので、中間管理機構を介しての貸し借りは行えないと考えております。
中村委員	わかりました。
議長	そのほかございますか。 宮田委員。
宮田委員	(挙手により質問) 目標地図の見方ですが、AとBとあるのですが、これはどういう違いがあるのかなというのと、この地区界ってありますが、この中で色分けしているのですが、それ以外のところで結構目立つのですが、これは住宅とかそういうので、農地として外れているということですか。
菊池事務局次長	赤枠が地域計画のエリアになりまして、その中の緑枠が農地になります。担い手AとBというのは、地域計画に位置付けた担い手がお2人いらっしゃるという意味合いでして、1人の担い手さんが青色で農地を将来的に担います。担い手Bさんもオレンジ色の農地を将来的に担いますということで表示してあります。緑枠以外のところはそれ以外の地目で宅地や雑種地などになります。
宮田委員	ありがとうございます。
議長	ほかにごございますか。 【挙手なし】
議長	ないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、農業振興課の皆様、ありがとうございました。 【農業振興課職員退室】
議長	それでは、再開いたします。 続きまして、「特定都市河川の指定」につきまして河川課に説明をお願いしたいと思います。

片桐河川課長

河川課長の片桐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

私のほうから、特定都市河川の雨水浸透阻害行為許可申請の経緯や背景について簡単にご説明させていただきまして、小林係長より詳細についてご説明させていただければと思います。

現在、国土交通省では、毎年のように発生する大雨に対して、さらなる治水対策の強化を図るための取組について全国的に進めているところでございます。

三郷市を含む中川綾瀬川流域につきまして、こちらお配りした資料の2ページの右下になるんですけれども、赤枠で囲われた地区になります。こちらのほうがその取組を行うために、昨年の3月に特定都市河川浸水被害対策法という、ちょっと長いのですが、その法律によって特定都市河川に指定され、今年の7月から特定都市河川の法律が適用される予定となっております。法律の適用後には雨水浸透阻害行為の許可申請という新たな手続が必要となる場合がございますので、その内容につきまして、資料の3ページ、4ページとなりますが、小林係長からご説明させていただきます。

小林係長

河川課の小林です。よろしくお願いします。着座で説明させていただきます。

私からは、特定都市河川浸水被害対策法の中でも特に皆様と関連の深い項目でございます雨水浸透阻害行為の許可について説明させていただきます。

資料の3ページの5番と書いてある、雨水浸透阻害行為とは、というところをご覧ください。

まず、雨水浸透阻害行為とは、その土地に降った雨水をしみ込みにくくさせる行為でございます。その行為をしようとする人は都道府県知事の許可を得る必要があります。

なお、三郷市においては埼玉県から権限委譲を受けておりますので、埼玉県知事ではなく、三郷市長の許可が必要となります。窓口は我々河川課でございます。

具体例を申し上げますと、資料の対象となる行為の例、こちらですね。こちらにございますが、田畑を宅地や資材置場、駐車場などにする行為で、その面積の合計が1,000㎡以上あると原則許可申請が必要となります。

また、雨水浸透阻害行為をする場合には対策工事が必要となります。資料の対策工事の例、こちらですね、その下です。こちらのとおり、従来その土地が有していた雨水を浸透させる能力と同等の貯留浸透施設の設置をしていただくことになります。これまで田畑を宅地や倉庫にする場合には市の開発条例により貯留浸透施設の設置が義務づけられておりましたが、令和7年7月からは建物が建たない資材置場や駐車場を整備する場合にも貯留浸透施設の設置が必要となります。

続きまして、ページをめくっていただいて、4番、最後のページです。こちらをご覧ください。

このページでは、雨水浸透阻害行為の申請の流れが記載してございますが、複雑な内容ですので、雨水浸透阻害行為を検討される方がいらっしゃいましたら、こちらの下段のほうに相談窓口がございますのでこちらに問い合わせさせていただくか、我々河川

	課のほうに相談していただければ、この内容とかを確認していろいろと話を進めていけるかなと思いますので、ご相談いただければと思います。 また、この雨水浸透阻害行為の許可申請についてでございますが、もう少し分かりやすくまとめた資料を作成しておりますので、こちらの資料はできましたら、後日配付などさせていただければと思っております。 説明は以上です。ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。 以上、説明が終わりました。この点につきまして質問等がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。 岡庭早苗委員。
岡庭（早）委員	（挙手により質問） 転用の際とかに地域が分かってきて、それがもし該当しているような場合で、受け付けした農業委員会事務局のほうで河川課へ投げかけたりとか、そういうのを事前にやってもらったものを私たちが審査なり調査なり、申請者とやり取りしたり、そういうような形になるのでしょうか。
菊池事務局次長	1, 0 0 0 m²以上の農地転用の許可申請等の相談がありましたら、河川課に案内します。実際の転用申請の時には河川課での許可書のコピーなどが必要になると思われるため事務局で農転受付前に確認いたします。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質問がないようですので、これで質疑を打ち切りたいと思います。 それでは、河川課の皆様、ありがとうございました。 【河川課職員退席】
議長	それでは、再開いたします。 続きまして、その他に移らせていただきます。 まず、審議会、協議会の報告につきましてございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。 宮田委員。
宮田委員	①三郷市農業再生協議会通常総会 書面評決
議長	ありがとうございます。

	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	それでは、その他でもし報告ございましたらお願いいたします。 【挙手なし】
議長	それでは、事務局からの連絡事項ということで、まず局長からお願いします。
萩原事務局長	①「農地利用適正化推進１・１・１活動報告書」の提出について
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、次長からお願いします。
菊池事務局次長	①三郷地区農業研修会 ２月１２日 市役所東別館第一会議室 ②園芸協会研修会 ２月１３日 J Aさいかつ彦成支店２階会議室
議長	ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。 今月の総会では、農地法第３条が１件承認、第５条が１件許可相当となりました。 また、生産緑地の取得あっせん依頼の回答についてが１件、農地法その他の許可申請等の受付日を変更することについて、農地改良等の取扱要綱の一部を改正することについて、それぞれ承認となりました。 審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。 以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。